

特定（介護予防）福祉用具販売

重要事項説明書

社会福祉法人やまびこ
福祉用具のふれあい

特定（介護予防）福祉用具販売 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 やまびこ
主たる事務所の所在地	〒948-0051 十日町市 寿町1丁目1番地12
代表者（職名・氏名）	理事長 根津 政雄
設立年月日	平成10年10月23日
電話番号	025-750-1515

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	福祉用具のふれあい
サービスの種類	福祉用具販売・介護予防福祉用具販売
事業所の所在地	〒948-0102 十日町市山谷 650 番地 1
電話番号	025-755-5510
指定年月日・事業所番号	令和2年4月1日指定 1571001237
通常の事業の実施地域	十日町市、津南町、小千谷市、(新潟県内)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

用者に提供するサービスは、特定（介護予防）福祉用具販売です。

福祉用具専門相談員が利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け及び調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで、ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
福祉用具専門相談員	常勤 2人以上

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（福祉用具専門相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	福祉用具専門相談員
管理責任者の氏名	管理者 星野 克也

8. 特定福祉用具の取り扱い種目

<input checked="" type="checkbox"/> 腰掛便座	<input checked="" type="checkbox"/> スロープ
<input checked="" type="checkbox"/> 自動排泄処理装置の交換可能部品	<input checked="" type="checkbox"/> 歩行器
<input checked="" type="checkbox"/> 入浴補助用具	<input checked="" type="checkbox"/> 歩行補助つえ
<input checked="" type="checkbox"/> 簡易浴槽	
<input checked="" type="checkbox"/> 移動用リフトのつり具の部分	

9. 購入料金

- （1）取り扱う福祉用具販売費用の額は目録に記載された額に、商品毎に定められた割引率を乗じた金額となります。（割引率については、担当職員よりご説明いたします。）
- （2）福祉用具品目に付随する品目を購入した場合の代金は、全額利用者のご負担になります。
- （3）利用者負担金について、詳しくご確認されたい際は、管理者、サービス提供者または介護支援専門員までご連絡ください。
- （4）その他の費用

以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

交通費	通常の事業の実施地域を超えて福祉用具貸与等が行われる場合、その交通費について、通常の事業実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 30円 を負担していただきます。
搬出入費用	福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置が必要な場合は、その費用について実費を負担していただきます。

10. 支払方法（償還払い）

原則、商品購入時に一括で現金にてお支払いいただき、福祉用具購入申請書にて市町村へ申請の運びとなります。手続き処理完了後、購入料金のうち定められた割合分が償還されます。（限度額 10 万円）

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 025-755-5510 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	十日町市 福祉課	電話番号 025-757-3757
	津南町 福祉保健課	電話番号 025-765-3114
	小千谷市 保険福祉課	電話番号 0258-83-4060
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、福祉用具専門相談員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

- ①医療行為及び医療補助行為
- ②金銭に関する取扱い
- ③利用者ならびにご家族の食事準備等

(2) あなたがご利用されている福祉用具販売品に対し、故意による汚損または破損をされた場合は、費用の全額をご負担していただく場合があります。

但し、取扱い説明に準じた使用における故障、不具合等が発生した場合、取急ぎの修理、あるいは交換にて対応させていただきます。

(3) あなたが福祉用具販売品の交換を希望される場合は、できる限り対応させていただきますので、サービス提供者までご連絡ください。

(4) 下記行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。

- ①暴力又は乱暴な言動、無理な要求
 - ・物を投げつける
 - ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける

- ・怒鳴る、奇声や大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの強要
- ②セクシャルハラスメント
 - ・介護従事者の体を触る、手を握る
 - ・腕を引っ張り抱きしめる
 - ・ヌード写真を見せる
 - ・性的な話し卑猥な言動をするなど
- ③その他
 - ・介護従事者の自宅住所や電話番号を聞く
 - ・ストーカー行為など

1 4. 守秘義務

- (1) 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は 利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- (2) 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- (4) 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、第14条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利用者 住所
氏名 印

署名代行者 (又は法定代理人)

住所
氏名 印
本人との続柄

(家族代表) 私は、第14条第3項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

家族代表 住所
氏名 印

立会人 住所
氏名 印

(事業者) 私は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 十日町市 寿町1丁目1番地12
事業者(法人)名 社会福祉法人 やまびこ
代表者職・氏名 理事長 根津 政雄 印
説明者職・氏名 福祉用具専門相談員 星野克也 印